

人権推進課男女共同参画事業 「令和4年度実施報告」及び「令和5年度実施計画」

資料 3

令和4年度 実施報告	令和5年度 実施計画
<p>1. 羽曳野市男女共同参画推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○羽曳野市男女共同参画推進本部会議 第1回：令和4年9月27日開催 ○羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議 第1回：令和4年9月27日開催（書面開催に変更） ○男女共同参画推進員会議 開催なし <p>内 容：1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度進捗状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について 3. その他</p>	<p>1. 羽曳野市男女共同参画推進本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○羽曳野市男女共同参画推進本部会議 第1回：令和5年8月24日開催 ○羽曳野市男女共同参画推進本部幹事会議 第1回：令和5年8月24日開催（書面開催に変更） ○男女共同参画推進員会議 開催予定 <p>予定案件：1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度推進状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について 3. その他</p>

令和4年度 実施報告	令和5年度 実施計画
<p>2. 羽曳野市男女共同参画推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付：13人（令和4年6月1日より2年間） 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、当時、審議会の開催が未定だったため、郵送により交付済 解嘱状交付 1人（令和4年10月31日付け1人） 委嘱状交付 1人（任期：令和4年11月1日～令和6年5月31日まで） ○第1回：令和5年2月20日（月）10:00～12:00 内 容：1. 市長あいさつ 2. 羽曳野市男女共同参画推進審議会委員紹介 3. 羽曳野市男女共同参画推進審議会についての説明 <ul style="list-style-type: none"> ・「羽曳野市男女共同参画推進審議会の職務について」 ・「意見等処理のしくみ」 4. 羽曳野市男女共同参画推進審議会会長及び副会長の選出について <p>案 件：1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度推進状況調査結果報告 2. 人権推進課男女共同参画事業について 3. その他</p>	<p>2. 羽曳野市男女共同参画推進審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付：解嘱状交付 1人（令和5年7月10日付け1人） 委嘱状交付 1人（任期：令和5年7月11日～令和6年5月31日まで） ○第1回：令和5年11月開催予定 内 容：1. 会長あいさつ 2. 羽曳野市男女共同参画推進審議会委員紹介 <p>予定案件：1. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プランについて <ul style="list-style-type: none"> ・「令和4年度実施報告」及び「令和5年度実施計画」 2. 人権推進課男女共同参画事業について 3. その他</p>

令和4年度 実施報告	令和5年度 実施計画
<p>3. 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議・事例検討会議</p> <p>○第1回：令和5年1月31日開催</p> <p>内 容：1. 配偶者暴力被害者への支援について 2. 各所属からの案件 3. 配偶者からの暴力に関するデータについて 4. その他</p>	<p>3. 羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議・事例検討会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議及び実務者会議は年1回程度の開催を予定（令和6年1月開催予定） ・事例検討会議は必要に応じて開催

令和4年度 実施報告	令和5年度 実施計画
<p>4. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン</p> <p>令和3年度推進状況調査（6月23日照会、7月25日回答期限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施策数：130施策（全135施策） 	<p>4. 第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン</p> <p>令和4年度推進状況調査（7月4日照会、7月25日回答期限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施策数：131施策（全135施策）※【資料2】参照

令和4年度 実施報告	令和5年度 実施計画																				
<p>5. きらりはびきの ～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～</p> <table border="1"> <tr> <td>開催日時</td> <td>令和4年12月3日（土）14：30～16：15</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>ささえあい、思いやる言葉とこころ</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>羽川 英樹（フリーアナウンサー）</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>165人（定員：400人） ※アンケート回収107人</td> </tr> </table>	開催日時	令和4年12月3日（土）14：30～16：15	開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM	テーマ	ささえあい、思いやる言葉とこころ	講師	羽川 英樹（フリーアナウンサー）	参加者数	165人（定員：400人） ※アンケート回収107人	<p>5. きらりはびきの ～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～</p> <table border="1"> <tr> <td>開催日時</td> <td>令和5年12月2日（土）14：00～16：00</td> </tr> <tr> <td>開催場所</td> <td>羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM</td> </tr> <tr> <td>テーマ</td> <td>「心元気に・・・」（トーク&コンサート）</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>新井 深絵・宮川 真由美（ピアノ）</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>定員：400人</td> </tr> </table>	開催日時	令和5年12月2日（土）14：00～16：00	開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM	テーマ	「心元気に・・・」（トーク&コンサート）	講師	新井 深絵・宮川 真由美（ピアノ）	定員	定員：400人
開催日時	令和4年12月3日（土）14：30～16：15																				
開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM																				
テーマ	ささえあい、思いやる言葉とこころ																				
講師	羽川 英樹（フリーアナウンサー）																				
参加者数	165人（定員：400人） ※アンケート回収107人																				
開催日時	令和5年12月2日（土）14：00～16：00																				
開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM																				
テーマ	「心元気に・・・」（トーク&コンサート）																				
講師	新井 深絵・宮川 真由美（ピアノ）																				
定員	定員：400人																				

令和4年度 実施報告

6. 男女共生セミナー

羽曳野市男女共同参画推進条例及び第3期羽曳野市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画社会の実現のため、市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定的性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるよう理解を図ること並びに男女が互いに身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもち、健康で自分らしい生活を送ることができるよう支援すること等を目的とする。

① 「絵本でセルフカウンセリング～仕事と家庭、どう考える?～」

開催日時	令和4年10月30日(日) 14:00~16:00
開催場所	羽曳野市役所 A棟2階 中・東会議室
講師	国安 澄江(絵本ソムリエ・ウィメンズセンター大阪スタッフ)
参加者数	4人(定員:20人)
一時保育	利用申込みがなかったため、実施せず

② 「こころとからだをほぐすツボ」

開催日時	令和5年2月11日(土) 10:00~12:00
開催場所	羽曳野市役所 別館2階研修室
講師	AKEMI(鍼灸師・ウィメンズセンター大阪スタッフ)
参加者数	10人(定員:15人)
一時保育	利用申込みがなかったため、実施せず

③ 「癒しのセルフケア」

開催日時	令和5年3月5日(日) 13:30~15:30
開催場所	陵南の森公民館 視聴覚室
講師	国安 澄江(ウィメンズセンター大阪スタッフ)
参加者数	8人(定員:10人)
一時保育	2人(5歳男児・3歳男児)、保育者2人

④ 「IRISサイエンス・キャンパス」は、抽選漏れで実施なし

令和5年度 実施計画

6. 男女共生セミナー

羽曳野市男女共同参画推進条例及び第3期羽曳野市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画社会の実現のため、市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定的性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるよう理解を図ること並びに男女が互いに身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもち、健康で自分らしい生活を送ることができるよう支援すること等を目的とする。

① 「IRISサイエンス・キャンパス」は、実施計画を立てていたが抽選漏れで開催なし

② 「笑顔のブラッシュアップ～お顔とこころを笑顔にするセルフケア～」

開催日時	令和5年6月11日(日) 10:00~12:00
開催場所	羽曳野市役所 別館2階研修室
講師	AKEMI(鍼灸師・ウィメンズセンター大阪スタッフ)
参加者数	13人(定員:18人)
一時保育	利用申込みがあったが、欠席のため実施せず

③ 「そろばんで脳トレ」

開催日時	令和5年9月10日(日) 10:00~11:30
開催場所	羽曳野市役所 別館2階研修室
講師	西 優子(そろばん講師)
参加者数	9名(定員:20人)
一時保育	利用申込みがなかったため、実施せず

④ 「性の多様性について考えよう」※大阪府共催講座

開催日時	令和6年2月5日(月) 14:00~16:00
開催場所	羽曳野市立生活文化情報センター(LICはびきの)大会議室
講師	北野 真由美
参加者数	定員:30人
一時保育	大阪府と協議の結果なし

令和4年度 実施報告

7. 啓発事業

- 男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」
 - ・Vol.29テーマ 「ジェンダー平等の実現に向けて～誰もが活躍できる社会～」
 - 1000部作成、市民参加事業や窓口等で配布

- 男女共同参画啓発物品作成
 - ・エコバッグ
 - 「あなたらしい」を築く、「あなたらしい」社会へ
 - 500枚作成、市民参加事業等で配布

- 若年層の性暴力被害予防月間（4月）
 - ・市広報4月号・市ウェブサイト・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載

- 男女共同参画週間（6月23日～29日）
 - ・市広報6月号・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載、懸垂幕・庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）掲示

- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）
 - ※11月25日は、女性に対する暴力撤廃国際日
 - ・市広報11月号・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載、庁舎内及び公共施設でのポスター（国）・のぼり（市庁舎前）掲示
 - ・ハンドタオルと相談機関の情報をセットにした啓発物品を人権推進課窓口、道の駅及び市内公共施設（16ヶ所）において配布
 - ・職員作成のパープルリボン（150ヶ作成）を特別職、部長、理事、副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付
 - ・LICはびきのにて「パープル・ライトアップ」を実施

- 公開羅針盤「掲示板」を活用して職員へ情報提供
 - ・月刊総合情報誌「共同参画」（内閣府 発行・編集）

令和5年度 実施計画

7. 啓発事業

- 男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」
 - ・Vol.30テーマ 「性的マイノリティーへの理解」予定
 - 令和5年度に1000部作成、市民参加事業や窓口等で配布

- 職員向けに“性の多様性”を理解し、認め合うための「羽曳野市職員ハンドブック」を作成、配布（全職員対象：令和5年9月に周知）

- 職員向けに「人権ユニバーサルマナー研修」を実施（令和5年10月13日）
 - 午前の部：職員50名対象 ・ 午後の部：職員35名対象
- 男女共同参画啓発物品作成
 - ・啓発ティッシュペーパー4000枚作成予定 エチケットカプセル450個
 - 市民参加型事業等で配布予定

- 若年層の性暴力被害予防月間（4月）
 - ・市広報4月号・市ウェブサイト・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載

- 男女共同参画週間（6月23日～29日）
 - ・市広報6月号・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載、懸垂幕・庁舎内及び公共施設でのポスター（国・市）・のぼり（市庁舎前）掲示

- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）
 - ※11月25日は、女性に対する暴力撤廃国際日
 - ・市広報11月号・本庁舎東側前電光掲示板・公開羅針盤掲示板への掲載、庁舎内及び公共施設でのポスター（国）・のぼり（市庁舎前）掲示
 - ・啓発ティッシュペーパーと相談機関の情報をセットにした啓発物品を人権推進課窓口、道の駅及び市内公共施設（16ヶ所）において配布
 - ・職員作成のパープルリボン（150ヶ作成）を市民人権部員、特別職、部長、理事、副理事、男女共同参画推進本部幹事及び推進員に配付
 - 啓発物品（ティッシュなど）とともに配付
 - ・LICはびきのにて「パープル・ライトアップ」を実施
- 公開羅針盤「掲示板」を活用して職員へ情報提供
 - ・月刊総合情報誌「共同参画」（内閣府 発行・編集）

令和4年度 実施報告

8. 女性相談（面接・電話）

相談日	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日 ※偶数月の第4水曜日は面接のみ対応 13時30分～16時30分（一人60分：予約制）
相談員	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日：女性専門相談員対応 ※相談日以外は、職員対応
相談件数	面接 99件（うち一時保護0件）、電話 13件 合計：112件

9. 特設女性相談

これまで実施してきた定期的な女性相談（平日午後）に加え、男女共同参画施策に関連する週間、運動期間の午前から昼の休憩時間帯に実施することにより、平日午後の相談が利用しづらい方や、働く方への利用につなげるため実施

相談日	男女共同参画週間（6月23日～29日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）の前後それぞれ2日、年間4日実施 ① 6月10日（金） ② 6月22日（水） ③ 11月11日（金） ④ 11月16日（水）
相談員	女性専門相談員対応
相談件数	① 6月10日（金）：2件 ② 6月22日（水）：3件 ③ 11月11日（金）：2件 ④ 11月16日（水）：3件
告知方法	・市ウェブサイト、市広報紙（6月号・11月号）に掲載 ・11月開催については、啓発物品（ハンドタオル）に相談情報を掲載し、配布

令和5年度 実施計画

8. 女性相談（面接・電話）

相談日	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日 ※偶数月の第4水曜日は面接のみ対応 13時30分～16時30分（一人60分：予約制）
相談員	第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日：女性専門相談員対応 ※相談日以外は、職員対応
備考	（定例の相談枠数）3枠/（日）×3日/（月）×12か月＝108枠

9. 特設女性相談

これまで実施してきた定期的な女性相談（平日午後）に加え、男女共同参画施策に関連する週間、運動期間の午前から昼の休憩時間帯に実施することにより、平日午後の相談が利用しづらい方や、働く方への利用につなげるため実施

相談日	男女共同参画週間（6月23日～29日）及び「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）の前後それぞれ2日、年間4日実施 ① 6月9日（金）市役所 ② 6月28日（水）陵南の森 ③ 11月10日（金）市役所 ④ 11月22日（水）市役所
実施時間	10時00分から13時00分までとし、次の3枠で対応する。 1 枠目：10時00分から10時50分（50分間） 2 枠目：11時00分から11時50分（50分間） 3 枠目：12時00分から12時50分（50分間）
相談方法	面談及び電話相談 ※6月28日は面談のみ 事前予約（先着順）
相談員	女性専門相談員（1人）対応
相談件数	① 6月9日（金）：2件 ② 6月28日（水）：1件
告知方法	・市ウェブサイト、市広報紙（6月号・11月号）に掲載 ・11月開催については、啓発物品（ティッシュペーパー等）に相談情報を掲載し、配布予定

令和4年度 実施報告

10. 配偶者等暴力被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付与
住民票基本台帳における支援措置に関する「意見付与」運用マニュアルに基づいて運用

※「面接相談」において、申出者の状況（内容）を聴き取り、確認して意見を付与する。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待等の被害者支援にかかる住民基本台帳事務処理マニュアルにおける申出者の区分

- A：配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者
- B：ストーカー規制法第2条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、さらに反復してつきまとい等をされるおそれがある者
- C：児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待の被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれのある者
- D：その他AからCまでに掲げる者に準ずる者

区分	対応	申出者について	対応件数	新規	変更	延長
A	○	配偶者等暴力被害者	21（男性0、女性21）	5	0	16
B	△	ストーカー行為等被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
C	×	児童虐待の被害者	—	—	—	—
D	○	①デートDV被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		②区分Cに基づき支援を受けていて、18歳に達した後も引き続き支援を必要とする被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		③区分Cに基づき支援を受けていて、18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかった被害者	3（男性3、女性0）	1	0	2
		④ ①～③以外の被害者 ※運用マニュアル外の緊急対応	12（男性3、女性9）	4	0	8
合計件数 ⇒			36（男性6、女性30）	10	0	26

令和5年度 実施計画

10. 配偶者等暴力被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に係る意見付与
住民票基本台帳における支援措置に関する「意見付与」運用マニュアルに基づいて運用

※「面接相談」において、申出者の状況（内容）を聴き取り、確認して意見を付与する。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待等の被害者支援にかかる住民基本台帳事務処理マニュアルにおける申出者の区分

- A：配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者
- B：ストーカー規制法第2条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、さらに反復してつきまとい等をされるおそれがある者
- C：児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待の被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれのある者
- D：その他AからCまでに掲げる者に準ずる者

区分	対応	申出者について	対応件数	新規	変更	延長
A	○	配偶者等暴力被害者	10（男性0、女性10）	3	0	7
B	△	ストーカー行為等被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
C	×	児童虐待の被害者	—	—	—	—
D	○	①デートDV被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		②区分Cに基づき支援を受けていて、18歳に達した後も引き続き支援を必要とする被害者	1（男性1、女性0）	0	0	1
		③区分Cに基づき支援を受けていて、18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかった被害者	0（男性0、女性0）	0	0	0
		④ ①～③以外の被害者 ※運用マニュアル外の緊急対応	5（男性2、女性3）	3	0	2
※令和5年8月末現在 合計件数 ⇒			16（男性3、女性13）	6	0	10

令和4年度 実施報告

11. 意見等の申し出の処理状況等
（羽曳野市男女共同参画推進条例第15条「意見等の対応」）

	受付件数	前年度からの繰越件数	意見等処理が終了した件数	
			処理対象	処理対象外
4年度	0	—	0	0

令和5年度 実施計画

11. 意見等の申し出の処理状況等
（羽曳野市男女共同参画推進条例第15条「意見等の対応」）※令和5年10月末現在

	受付件数	前年度からの繰越件数	意見等処理が終了した件数	
			処理対象	処理対象外
5年度	0	—	0	0